

第7回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会議事録

1 日 時 2026年1月16日（金）午後2時～午後3時30分

2 場 所 藤沢市役所8階 8-1・8-2会議室

3 出席者

（委員）

鈴木会長、韓副会長、浅田委員、堀寄委員、関口委員、田中委員、酒井委員、須田委員、洞委員、三村委員、千葉委員

（オブザーバー）

県・谷口主査、防災政策課森主幹、市民自治推進課木村参事、産業労働課水野参事、観光課齊藤課長、農業水産課及川課長、街なみ景観課関根課長、予防課工藤参事、生涯学習総務課谷本参事

（事務局）

榮課長、山出課長補佐、渡邊主査、串田主査、桐原主任、芦葉主任

4 次 第

（1）開会

（2）前回協議会の振り返りについて

（3）議題

ア 12月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会における中間報告について

イ パブリックコメントの結果について

ウ 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について

エ 藤沢市文化財保存活用地域計画の資料編について

オ 文化財リストについて

カ 今後の流れについて

（4）事務連絡

（5）閉会

5 議事録

事務局

それでは定刻になりましたので、第7回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会を開会いたします。まず、本協議会の成立について確認をさせていただきます。藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱第6条第2項におきまして、会議は委員の過半数の出席をもって成立すると規定されております。本日は全14人のうち11人がご出席されておりますので、会議が成立してい

ることをご報告いたします。なお、本日は、藤沢市観光協会の古田様、俣野小学校校長の堀部様からご欠席の旨、また、宗教法人清浄光寺の遠山様から遅れてご出席される旨のご連絡をいただいております。次に、本協議会は、藤沢市情報公開条例に則り傍聴を認めておりますが、希望者がいらっしゃいませんので、傍聴者なしとして始めさせていただきます。ここで本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付差し上げた資料といたしまして、「次第」がございまして、次に資料1「第6回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について」、資料2の「12月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会における中間報告について」、資料3と4が飛びまして、資料5の「藤沢市文化財保存活用地域計画の資料編について」、資料6の「文化財リストについて」、資料7の「今後の流れについて」になります。本日追加でお配りした資料としては、資料3の「パブリックコメントの結果について」、資料4の「(仮称)藤沢市文化財保存活用地域計画(素案)」がございまして、資料番号はついておりませんが、「第7回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会席次表」がございまして、資料に不足等ございましたら、事務局までお声かけください。それでは、次第にそって進めさせていただきます。議題に移る前に、前回協議会の振り返りをさせていただきます。お手元の資料1「第6回藤沢市文化財保存活用地域計画策定協議会について」をご覧ください。1の開催概要です。2025年10月10日午後2時からこちらで開催しました。記載している議題としては三つございまして、一つ目が議題(1)「藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について」ご説明させていただきました。いただいたご意見としては、指標及び目標値に関するものが多くありました。また、第3章の歴史文化の特徴のイメージ図についてもご意見をいただきました。本日はこの辺りも含めて後ほどご説明させていただきます。続いて議題(2)「文化財リストについて」ですが、こちら後ほどご報告いたします。議題(3)「文化庁調査官の現地視察の結果について」ご報告をさせていただきました。資料1のご説明は以上となります。では、ここから先の議事進行につきましては、鈴木会長にお願いしたいと思います。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

今年もどうぞよろしくお願いいたします。次第に従って順次進めさせていただきます。議題(1)「12月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会における中間報告について」ご説明をお願いいたします。

事務局

資料2をご覧ください。昨年12月の藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において、地域計画に関する中間報告を行っておりますのでご報告いたします。1趣旨ですが、本市には、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財が数多く存在しますが、文化財を取り巻く環境は非常に厳しく、文化財の保存にかかる費用負担や担い手不足など、さまざまな喫緊の課題に直面しています。そこで、文化財の保存と活用に関する課題解決

を図り、総合的・一体的な取組を推進するため、新たに「(仮称) 藤沢市文化財保存活用地域計画」を策定するものです。2本計画の概要、(1) 本計画の位置付けですが、本計画は、文化財保護法第183条の3に基づいた法定計画であり、本市における文化財の保存と活用に関する中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと短期的に実施するアクションプランの両方の役割を担います。計画の策定にあたっては、神奈川県文化財保存活用大綱を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針2028」や「藤沢市教育振興基本計画」、その他関連計画とも整合性を図ります。(2) 計画期間、令和8年度から令和15年度までの8年間となります。(3) 将来像、「藤沢郷土資源を未来へ～藤沢郷土資源をつないで みんながつながるまち～」とします。(4) 基本目標です。基本目標1「しる～藤沢郷土資源を知り、魅力を伝える～」、基本目標2「まもる～藤沢郷土資源を守り、未来へつなげる～」、基本目標3「いかす～藤沢郷土資源を活かし、みんながつながる～」の3つを設定しています。(5) 方針及び主な取組です。本計画における将来像や基本目標を実現するため、13の方針を定め、取組を進めていきます。3本計画の特徴、(1) 対象文化財の拡大「藤沢郷土資源」ですが、藤沢市域の歴史を正しく理解するためには、文化財保護法で規定されている指定や未指定等の文化財だけでなく、これまで文化財として捉えられてこなかった地名や伝承なども必要となることがあります。本計画では、これらの「藤沢市域の歴史を正しく理解するうえで欠かせない情報を持つもの」を「藤沢郷土資源」と定義し、保存・活用の対象を拡大します。(2) 藤沢らしさを構成する「歴史文化の特徴」ですが、多様な文化財とそれらを生み育んだ自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景等を総合的に把握した概念を歴史文化の特徴としており、藤沢らしさを構成するものです。歴史文化の特徴を理解することで、本市の特徴を活かした藤沢郷土資源の継承につなげていきます。表ですが、藤沢の歴史文化の特徴を五つと特徴を表すテーマを挙げております。(3) 藤沢郷土資源をつなぐ「ふじさわ歴史ストーリー」ですが、歴史文化の特徴に基づいて、藤沢郷土資源を一定のまとまりとして捉えたものを「ふじさわ歴史ストーリー」と定義します。藤沢郷土資源にストーリー性を持たせることで、これまで把握できていなかった価値や魅力を創出し、新たな保存・活用の取組につなげていきます。下の表では、四つのふじさわ歴史ストーリーに対して、構成する藤沢郷土資源の例を記載しています。続いて(4)「(仮称) 藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会」の設置ですが、藤沢郷土資源の保存・活用に向けた推進体制を強化するとともに、協議会を構成する行政・所有者等・市民・関係団体・教育機関等の連携強化や情報共有を図ります。4 (仮称) 藤沢市文化財保存活用地域計画(素案)については、計画本文になりますので、ここでは割愛いたします。5本計画策定に向けたこれまでの取組及び今後の予定です。令和6年度から令和8年度にかけま

して本協議会の開催を行ってまいりました。また、文化財保護委員会の開催や文化庁との協議も継続的に行ってまいりました。加えて、市民の皆様の意見を計画に取り入れるため、アンケート調査及びワークショップも開催してまいりました。さらに、後ほどご説明をいたしますが、昨年12月10日から1月8日までパブリックコメントを実施しました。今後につきましては、2月の市議会定例会におきまして、本計画の最終報告をする予定です。その後も、文化庁をはじめ、関係省庁との調整を続けまして、令和8年7月の認定を受ける予定です。以上、市議会への報告内容についてご説明をさせていただきました。先ほどもご説明をしましたが、2月議会で最終報告をさせていただきます。そこで、庁内的には完結ということになりまして、以降も少し修正をしながら最終的な形にまとめていきます。以上です。

会長 ありがとうございます。市議会へ報告をした際に、委員からこういったご意見があったのでしょうか。

事務局 初めてこうした文化財に係る計画を報告する中で、委員の皆様にも関心を持っていただきました。また、計画に対して前向きなご意見も多く、個別の案件として計画に記載してほしいという要望もございましたが、計画は第一期で終了するのではなく、これからも様々なご意見をいただいて計画を更新していく旨のお話をしてご理解をいただきました。2月の議会においても、パブリックコメントの結果などをご報告させていただく予定ですが、そちらについてもきちんと対応してまいります。

会長 それでは議題を先に進めさせていただきます。議題（2）「パブリックコメントの結果について」ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、パブリックコメントの結果についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。地域計画の作成において、市民との協働の推進を目指し、幅広く市民の意見提案を反映させるため、昨年12月10日から1月8日までご意見等の募集を行いました。その結果、16件のご意見が寄せられました。寄せられた意見と意見に対する市の考え方は別紙のとおりになります。別紙をご覧ください。最初にお伝えさせていただきたいのが、こちらの資料に記載しているページ数につきましては、パブリックコメント実施時の素案のページ数になりまして、本日お配りした素案のページ数とは一致しておりませんので、ご承知おきください。それでは番号の1番からお話をさせていただきます。1番ですが、本日お配りした地域計画の本文の14ページに記載されている図のキャプションと内容が一致していなかったため、修正をしました。2番ですが、「6つの都市拠点として『健康と文化の森』、『村岡新駅付近』とありますが、これは都市計画としてオーソライズされた見解なのでしょうか」とご意見をいただきました。こちらは「藤沢市都市マスタープラン」において都市拠点として位置付けているものになります。番号の3番ですが、「弁才天とい

う表記は弁財天に統一していると認識していますが、いかがですか。」とご質問をいただきました。こちらについては、中世以前について記載する場合は「弁才天」、近世以降について記載する場合は「弁財天」と表記しています。4番ですが、こちら表記についてのご質問をいただいております、江の島における「の」の表記についてです。こちらについても、県指定史跡・名勝として記載する場合は「江ノ島」、それ以外の場合は「江の島」とルールを決め、表記しています。番号の5番ですが、「第4章のこれまでの取組・現状の中で地名講演会が記載されているが、地名映画会も記載するべきではないか」とご意見をいただきました。こちらに関しては、以前お配りをした文化庁が作成をしているハンドブックをご覧くださいとお分かりになるかと思いますが、これまで行ってきた取組の記載というのは、地域計画の構成案として想定をされているものではありません。そのような中で、文化庁から記載をしても構わないが、必要最小限にとどめるようにと指導を受けております。そういったことからこれまでの取組については、市主催の事業のみを掲載しています。6番の「多くの課題を提起されているが、人口44万人の大都市として、博物館建設を計画すれば、多くの課題は解消すると思います。集客課題はあろうが、『健康と文化の森』とするか、境川沿いの立地課題はあるが現市民会館・南図書館の撤去跡にするか、長期計画に何らかの方向性を示しても良いのでは。」とのご意見については、素案の方針10「藤沢郷土資源を活用した展示を推進する」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考意見とさせていただきますと考えています。続きまして7番ですが、こちらは国登録有形文化財である「旧近藤邸」の保存と活用に関するご意見になります。こちら具体的な事業や取組を行うにあたっての参考意見とさせていただきますと考えております。続いて番号の8番～15番については、第7章ふじさわ歴史ストーリーのうち、一つ目の藤沢を駆けた武士たちに関連するご意見となっています。8番ですが、「方針に記載されている『認知度』ではなく『認知度及び知名度』とすべきではないか。」といただきましたが、「認知度を高める」という言葉に、「知名度を高める」という意味合いも含まれると考えます。9番も方針に関するご意見でして、「方針に記載されている『説明板の更新・整備等を検討していく』ではなく、『説明板の新規整備・更新を進める』とすべきではないか。」といただいております、こちらは整備の中に新規の設置も含まれており、史跡の整備における説明板の設置においては、検討していくものであることから参考意見とさせていただきますと考えています。続いて10番です。取組の4-2-1に関連して「『SNSによる情報発信の強化』ではなく、『動画とSNSによる情報発信の強化』とすべきではないか。」とご意見をいただきました。こちらについても、SNSの中にも動画を主体として発信していくものもあると考えておりますので、参考意見とさせていただきますと考えて

ています。番号の11番ですが、こちらも取組に関するものになりまして、「取組の4-4-1『講座・講演会等の開催』ではなく、『講座（一般、子ども）・講演会の開催』とし、取組内容に『大庭城読本の作成（小中学生向け副読本）、デジタル紙芝居』を追記すべきではないか。」といただきました。こちらもご指摘をいただいた内容を含んで取組を進めていくところは想定をしておりますので、こちらも参考意見にさせていただきたいと思っております。番号の12番はご質問になりまして、「指定管理者は、実施主体にある行政と団体のどちらに該当するのか。」になります。こちらについては、指定管理者は行政機関に含むと考えています。13番は取組に関する内容になります。「史跡公園の整備を行う実施主体として、指定管理者や『大庭城跡友の会』を位置付けないのか。また、誘客に繋がる施策（見晴らし展望台）等を行わないのか。」といただきました。取組の12-4-1「史跡の整備」は、整備を検討していくものであるため、まずは行政機関が主体者として取り組んでいくと考えています。番号の14番及び15番について、それぞれご意見をいただいております。詳細には記載をしておりますが、取組を進めていくうえで想定をしているところになりますので、参考意見とさせていただきたいと考えています。番号の16番については、文化財の保存と活用の方向性に関するご意見です。こちらも実際の取組を行ううえでの参考意見とさせていただきます。以上が寄せられた意見と意見に対する市の考え方になります。最終的な意見の公表につきましては、来週月曜日の藤沢市文化財保護委員会でも同様に報告をさせていただく予定ですので、保護委員会終了後に公表する予定です。以上です。

委員 パブリックコメントの結果について、お話いただいた中に補足説明があったかと思いますが、この資料のとおり公表をするのでしょうか。

事務局 基本的にはこの資料のとおり公表していくことを考えています。

委員 例えば最後の意見の方から、計画に何も反映されていないのではないかと申出があった場合に、どのように対処していくのでしょうか。

事務局 こちらに関しては、単に反映をしていないのではなく、地域計画を作成するうえで前提になる部分になりますので、意見提案者から申出があったとしても、ご意見をいただいたことも含んで計画の取組を進めていくことを回答していきます。

委員 市の考え方に質問や意見がある場合に、問合せ窓口などは設けず、直接郷土歴史課に問合せをする形になるのでしょうか。

事務局 公表する際にホームページ等で発信をしていきますが、その際に情報の発信者として郷土歴史課として公表する予定です。その内容について疑問や質問がある場合には郷土歴史課にお問い合わせいただくことになります。

オブザーバー 6番のご意見の中で博物館建設について話がありまして、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、藤沢市は元々博物館構想がありましたが、諸事情によ

り中断していると聞いています。別の方もおっしゃっていますが、ハコモノがあればいいというわけではないという考え方も理解できますし、物価高騰により、大変な予算や時間がかかるということは重々承知しております。ただ、この博物館構想というのは、その時の首長の方針等に影響を受けることもあります。将来、そういった話が持ち上がるのであれば、地域計画のこの部分に読み取ることができるという使い方をしていただきたいと考えています。

会長

それでは議題を先に進めさせていただきます。議題（３）「藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について」ご説明をお願いいたします。

事務局

まず、前回の策定協議会終了後の調整経過について説明させていただきます。前回の策定協議会終了後、11月17日に文化財保護委員会に意見を諮りました。また、12月8日に議会説明を行い、12月10日から1月8日にかけてパブリックコメントを実施しました。また、これに並行して、11月に文化庁へ文章案を送付し、修正指示を仰ぎました。前回協議会を含め、これらの調整結果を反映したものが、今回お示しする文章案になります。当日の配布となり、申し訳ございません。では、地域計画の本文に移ります。お手元の資料4をご覧ください。まず、前回からの大きな変更点として、全体のレイアウトを正式なテンプレートを用いた割付に更新しました。扉ページやインデックスなどを追加しました。基本的には色使いやデザインはこちらで確定となりますので、ご承知おきください。続いて、文化庁の指摘を受けまして、全体的に日本語の使い方や表記ゆれなどを修正しました。基本的に文意に影響のない変更ですので、ここでは詳細は省かせていただきます。ここからは引き続き、序章から修正箇所を確認してまいります。6ページをご覧ください。図2について、文化庁からの指摘を受けて記載の仕方を修正いたしました。定義そのものの範囲については変更ありません。次に13ページをご覧ください。2の（1）及び次ページの図8について、パブリックコメントでの指摘を受けて一部修正を加えました。内容については先ほどご説明したとおりです。第1章について、前回協議会で写真を加える旨などを申し上げた箇所がいくつかありますが、現時点でまだ調整中であり、反映できておりませんので今後加えてまいります。次に35ページをご覧ください。未指定文化財の件数について、修正しております。また、その他の枠組として設定していた「社寺」について、美術工芸品の数え方等の変更の結果、削除しました。なお、社寺として計上していた件数については、遺跡に追加しました。次に42ページをご覧ください。第3章の冒頭に、歴史文化の特徴についての説明文を加えました。次にそれぞれの歴史文化の特徴のイメージイラストを掲載しました。前回協議会でいただいた様々なご意見を基に、浮世絵調の鳥瞰図として作成しました。次に50ページをご覧ください。5番目の歴史文化の特徴について、文化庁からの指摘を受け副題を前回までの「地域色豊かな藤沢」から、「多彩な地理的特徴に基づいた藤沢の地域色」

に変更しました。次に65ページをご覧ください。課題8について、2段落目に、災害発生時の役割分担についての文章を追加しました。次に72ページをご覧ください。先ほどの追加に伴い、取組8-4として「災害発生時の役割の整理」を追加しました。次に78ページをご覧ください。図19について、歴史文化の特徴とふじさわ歴史ストーリーを結ぶ線を追加しました。具体的には、3番目の特徴から1番目のストーリーへの線と、4番目の特徴から2番目のストーリーへの線の2本です。次に103ページをご覧ください。イ「市関係部局との連携」の表に生涯学習総務課を追加しました。最後に105ページをご覧ください。表13について、「しる」の指標を「SNSの合計投稿数」に変更しました。参考値として令和6年度の255回を、目標値として令和15年度に400回とそれぞれ掲載しています。以上、前回協議会から今回協議会にかけての主な変更点を説明いたしました。なお、今後も、文化財保護委員会や2月議会での報告、文化庁や各省庁との調整を控えておりますので、細かい修正は加えていくことになるかと考えられますが、認定申請前に策定協議会でお示しする機会は今回で最後になりました。ここまでさまざまなご意見を賜り、誠にありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。以上です。

会長 今はまだ素案ですが、今後さらに調整を進めて計画ができ上がっていくと思います。最終的な計画が完成した際に、ホームページだけで公表をしていくのか、あるいは印刷物としても公表をしていくのかなど何かお考えはありますでしょうか。

事務局 検討段階ではありますが、まずはホームページ等で公表をしていくことを予定しています。加えて、部数は限られるかと思いますが、計画本編と内容をわかりやすくまとめた概要版の作成を予定しておりますので、併せて印刷物を作成し、周知していくことを検討しています。

委員 ホームページだけだと、ご覧になることができない方もいらっしゃると思いますので、多くの方の目に触れるような周知方法を検討してほしいと思います。

事務局 確かにホームページをご覧いただくことが難しい方もいらっしゃると思います。ペーパーレスという時代の流れがあるので、多くの印刷物を発行することは難しいと思いますが、先ほどお話をさせていただいた概要版等を使用して、より多くの方に地域計画を周知していきたいと考えています。

委員 地域計画の中の歴史文化の特徴や歴史ストーリーに特化した形のリーフレット等を作成してもよいのではないのでしょうか。

事務局 概要版には、今お話をいただいた歴史文化の特徴や歴史ストーリーの記載を含めて作成をする予定です。その部分を抜粋して作成していくことについては検討が必要ですが、地域計画の核となる部分についても、わかりやすく伝えていきたいと考えています。

委員	個人的に読み物としてもとても良いと思いましたので、多くの方に手に取っていただけるような手法を検討してほしいと思います。
事務局	お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。先ほどからお話をしているとおり、部数は限られると思いますが、私たちとしても計画を作成したからには、しっかりと広めていかなければならないと考えていますので、皆様からご意見をいただいてどのような媒体で進めていくことが効果的なのか検討しながら進めていきたいと思っています。
委員	予算や人手等限られた中で進めていかなければならないと思いますが、計画の中で認識している内容を多くの人に周知していただかないと少しもったいないと感じてしまいます。
会長	ありがとうございます。それでは、議題を先に進めさせていただきます。議題（４）「藤沢市文化財保存活用地域計画の資料編について」ご説明をお願いいたします。
事務局	藤沢市文化財保存活用地域計画の資料編についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。地域計画においては、検討を重ねてきた計画本編とは別に資料編を作成することができます。1の資料編の概要についてですが、文化庁から構成案等は示されておらず、任意の記載事項になりますが、認定済他市の資料を確認しますと、計画作成の経過や策定協議会の概要等を掲載している市町村が多いようです。2の構成案及びその概要ですが、まずは作成の経過を掲載しようと考えています。文化庁協議や本協議会の日程等、地域計画案を検討した日付等を掲載していく予定です。次に市の附属機関である藤沢市文化財保護委員会及び本協議会のそれぞれの概要と委員名簿を掲載します。次に藤沢市内の指定及び登録文化財リストを掲載します。そして、一昨年に実施した「文化財の保存と活用」アンケートの調査結果及び2回実施したワークショップの結果も掲載したいと考えています。最後に未指定文化財リストを作成する際に参考にした把握調査を中心に既往の把握調査の一覧を掲載する予定です。また、そちらの資料には記載をしなかったのですが、本日ご報告をさせていただいたパブリックコメントの概要についても掲載をする方向で検討しています。以上が資料編の構成案及びその概要になります。
会長	ありがとうございます。パブリックコメントの概要についても掲載していくとお話がありましたが、それには市の考え方も含めて掲載をしていくのでしょうか。
事務局	どこまで詳細に掲載していくかについては、検討をしていくところになりますが、市の考え方も含めて掲載していきたいと考えています。
会長	市民から寄せられたご意見についても有益な資料であると思いますので、きちんと記録をして後世に残していただきたいと考えています。それでは議題を先に進めさせていただきます。議題（５）「文化財リストについて」ご説明をお

願いいたします。

事務局 文化財リストについてご説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。かねてからご説明をしてきた文化財リストですが、最終的な重複確認や神奈川県が実施した把握調査に掲載されていた藤沢郷土資源が一部掲載から漏れてしまっていましたので、追加で掲載をしました。また、先ほどもご説明をしましたが、独自の分類として作成していた「社寺」ですが、分類をなくし、遺跡として計上しました。その結果、最終的な数字としまして、8,931件の未指定文化財をリスト化しました。委員の皆様からさまざまご助言をいただき、多くの藤沢郷土資源をリスト化することができました。ありがとうございました。以上です。

会長 ありがとうございます。こちらのリストは有効な資料として今後活用していくと思いますが、リストを作成するにあたって寸法、年代や評価等をこのリストに加えていくことは可能なのでしょうか、

事務局 こちらのリストを作成する際の元になったデータはあるのですが、今お話をいただいたものについては掲載できておりません。今後、このリストに基づいて現地調査等を行っていく際に、必要なデータにつきましては、追加をしていくことは想定しています。

会長 ありがとうございます。この策定協議会については来年度もう1回あるようですが、委員の皆様のご協力で素晴らしい案が完成したように思います。感想等でもよいので、一言ずついただけますでしょうか。

委員 今後どのようにこの計画が活用されていくかについて気になるところです。小学生や中学生にもこの計画が活かされればよいと思います。

委員 先ほども申し上げましたが、この計画の読み物の部分がとても気に入っていて、皆さんに知ってもらいたいと思います。また、文化財リストについても画像データを連携させるなど使いやすいものになっていくことを望みます。

委員 藤沢市文化財保護推進員をやらせていただいて、改めて藤沢市の歴史を勉強しています。この計画がより多くの人に見てもらえることを願っています。また、知り合いから蔵に昔のものが入っていてどうにかしてほしいという旨の話をいただくことができました。そういったものが文化財になるかもしれませんので、見ていただけるような場があってもよいと思います。

委員 湘南考古学同好会では、周知の埋蔵文化財包蔵地及び考古学上の遺跡を対象として活動をしており、年に一度藤沢市遺跡調査発表会を開催しておりまして、今年も2月1日に市民会館で開催させていただきます。今回こういった形で多くの文化財のストーリーをまとめていただいたことは大きな一歩になるのではと感じています。現段階では、多く認識をされているものではありませんが、積み重ねることによって、将来の文化財保護に寄与されるのではないかと考えています。

委員

市民の中にこういった文化財や歴史に興味を持つ方はたくさんいらっしゃいます。先日の藤沢宿の遺跡調査説明会にも多くの方が集まったかと思います。情報が伝われば、多くの方に集まっていただけるということを改めて認識しました。今後、郷土歴史課として取組を進めていく中では、他課と連携をして成果をあげていただきたいと思います。藤沢市では広報シティプロモーション課もあると思いますし、多くの情報を市民に届けることを意識してほしいと思います。また、パブリックコメントの実施の際にLINEでは情報発信を行わないとのことでしたが、LINEの影響はとても大きいと感じています。イベントを周知する際にも、広報ふじさわ等では情報が届かない方であっても、LINEであれば、より多くの方に認識していただくことができると実感しています。他部署の動き等も見ながら、多くの情報が拡散できる方法を検討していただきたいと思います。さらに、そういった取組を進める中で、著作権フリーの素材を使って情報発信を行うことも重要であると考えています。例えば、歴史文化の特徴のイメージ図など、そういった仕掛けができる素材が地域計画の中に埋まっていると思います。人目を引くようなものがあれば自然と情報が広がっていく場合があると思います。しっかりとした基盤を作って著作権フリーで情報発信ができる素材については郷土歴史課から提供いただけたらうれしいと思います。文化財リストについても、市民の方に公開できるように考えていただきたいと思います。加えて、先ほども市民の方から蔵の中にもものがあるとの話がありましたが、市民の方からのそういった相談を受け付ける窓口が必要であると思います。先日、鎌倉市が文化財の総点検を市民と連携して総ざらいをしていくことを発表したかと思いますが、行政機関だけでは業務を進められないことはどの市町村でも同様であるかと思います。しかし、文化財に関しては、失われてしまうと取り戻せないという側面があると思いますので、今後の取組の中でも市民と連携して行う仕掛けづくりということも検討していただきたいと思います。

副会長

素晴らしい計画を作成いただき、個人的にも勉強をさせていただきました。別の委員の方からも話がありましたが、地域計画をどう活かしていくか、読んでみたいときに手の届く部分にあるということを考える際に、認定されたらホームページ上で公開をする、さらにSNSを効果的に使って周知をしていくことが必要であると考えます。ただし、紙媒体の良さもあると思いますので、例えば小中学校や公民館などに配架されるとインターネット等で情報を得ることが難しい層にも周知できると思います。そういった取組も検討いただければと思います。また、先日地理情報システムの勉強会に参加しまして、実際に災害復興の関係で能登半島にいる方がArcGISを使い、地図に画像や詳細なデータを連携させたプラットフォームを作成しているという発表がありました。システムを組んでプラットフォームを共有して行政と連携をしてデータ更新

委員

を行っているとのことでした。そういったシステムを上手く活用して、すべての文化財というのは難しいかもしれませんが、ストーリーの構成文化財だけでもプラットフォームを構築して公開することができれば、例えば小学生でも情報を得やすいものになりますし、歴史に詳しい方でも使えるものになると思います。まだ勉強中ではありますが、今後相談させていただきたいと思います。私の寺には重要文化財がありまして、大事な文化財を残していくためにも、先ほど博物館という言葉も出てきましたが、そういった施設ができて、そこで皆さんに学習していただくことができればと思います。また、管理していくうえでも必要であると思います。予算もかかることですし、市としての意向もあるかと思いますが、そういった話が進むのであれば、ぜひとも協力させていただきたいと考えております。

委員

策定協議会の中で委員の皆様と計画案を協議してまいりましたが、大事なものは、これが本計画になり、どのように実践していくかだと思います。多くの文化財は所有者がいるかと思いますが、その所有者の意識が大事であると思います。市民の方が一生懸命文化財の保存と活用をされても、所有者の意識が低いと意味をなさなくなってしまうと思います。これからは文化財の所有者の意識の向上というのが大事になると思っています。今年は八臂弁財天を3D撮影する計画があります。3D撮影をしておけば、万が一のことがあっても復元することが可能になりますし、セキュリティの観点においても作業をしていこうと考えています。そういった事業を行う際に、市民の方と連携をしていくことは難しいとは思いますが、興味を持っていただけるように広報をしていくことは可能だと考えています。文化財の所有者の意識の向上と市民の知的欲求を満たしていくことも必要だと思います。

委員

私自身、藤沢市で育って、久々に小栗判官や照手姫という言葉を知り、懐かしい記憶もよみがえってきましたが、こういった記憶が大事なことでと考えています。取組にありますが、小学校での出前授業等を行う中でパンフレットの作成と明記されています。ただし、予算が限られていることもあるかと思いますが、藤沢市では防災ナビジュニアという取組がありまして、民間企業約60社がお金を出し合って防災の副読本を作ってそれを配るという仕組みがもう既にあります。文化財においても、市内企業の力も借りながら、作成して小学生が見ることで、企業としても愛着が高まるというのは喜ばしいことですし、文化財が題材となればよいと感じています。また、歴史的建造物をどう活用していくかという観点からお話をすると、当社では江島神社の瑞心門をライトアップしたり、遊行寺の屋根に「光」という文字を当てさせていただいたり、他市ではできないことでも藤沢市ではできると思います。そこは、所有者の方々がただ守るということではなく、ユーモアや愛着を持って、多くの方々に見ていただきたいという思いがあるからこそだと感じています。企業として

	<p>は、そういった思いをどう活かしていくかだと思いますし、地域計画に記載されている各実施主体が連携しやすい街だと思いますので、取組を進めていく中で、市が今まで行ってきたことを参考にさせていただければと思います。</p>
委員	<p>私どもも、事業者支援の計画を国から認定をいただいて進めています。そういった中で計画実行も大切ですが、事業評価も重要視をしています。計画の105ページにもありますが、藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会の中で一年ごとに事務評価を行っていくとの記載がありますので、前回の策定協議会の中でも話がありましたが、推進協議会の中で評価をさせていただいて、指針や目標値の見直しをしていただきたいと考えております。また、小さいお子さんから大人まで計画の周知活動が大事になってくると思います。これから計画の概要版を作成されると思いますが、各市町村の概要版も確認しましたが、市町村によってその内容も異なってくるものでしたので、藤沢市の地域計画を効果的に周知できるような資料を作成いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。皆様から良いご意見やこれから計画を進めていくうえで重要な提言もあったかと思えます。次の議題では今後の流れについてご説明をいただくものになるかと思えますので、こういった形で進めていくかも含めてお話をいただいてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは議題（6）「今後の流れについて」ご説明いたします。資料7をご覧ください。こちらの資料の修正点を一つお伝えしたいのですが、令和8年度の9月にシンポジウムと記載しておりますが、現在のところ1月に開催を予定しておりますので訂正させていただきます。こちらのシンポジウムにつきましては、計画の認定を受けまして、地域計画はどういったものなのかなどを周知していくことを計画しております。先ほどから委員の皆様がおっしゃるとおり、この計画をどう周知していくかが重要であると考えておりますので、来年度設置予定の藤沢市藤沢郷土資源保存活用推進協議会の中でも検討していきたいと思えます。今後の事務的な流れについては、今年の2月の市議会定例会で最終報告を行います。そして3月の藤沢市文化財保護委員会で最終的な意見聴取を行い、案の完成をしていきます。来年度につきましても、最終的な文化庁や関係省庁との調整を行い、認定を受けていく予定です。本協議会の次の日程につきましては、計画認定直前の7月上旬に開催を予定しておりますので、ご出席いただければと思います。</p>
オブザーバー	<p>補足をさせていただきますと、昨年7月認定の日程につきましては、7月18日に認定しています。国では第三金曜日に審議会を開催してその場で認定という形になりますので、今年の7月の第三金曜日は7月17日になりますのでその辺りに認定になることが予想されます。最終的な文化庁への申請につきましては6月の最終週の週末までになり、文化庁への締め切りの一週間前が県への申請締め切りになるかと思えますので、そういったスケジュール感で今後予</p>

定していただければと思います。

委員 今のお話に関連するかと思いますが、2月の市議会への最終報告後に文化庁や関係省庁との調整があるとのことでした。そういった調整を行った結果、計画案に変更が生じた際に、議会等の変更報告はどのように行うのでしょうか。

事務局 議会につきましては、2月に最終報告をさせていただきますので、そちらで終了となります。議題（1）で使用した資料をご確認いただきたいのですが、4ページ目の「本計画策定に向けたこれまでの取組及び今後の予定」の中の令和8年の4月～6月の部分をご覧いただきたいのですが、「認定手続き・関係省庁との調整等（計画内容が変更になる場合あり）」と記載をしております。今度行われる2月の市議会においても同様に報告を行っていく予定です。2月の市議会の後に修正が入ってくると思われませんが、文化庁への認定手続きが遅れるということは想定していません。

会長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。委員の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。進行につきましては事務局にお返しいたします。